

# 一般社団法人 北海道医師会 代議員会議事運営委員会規則

平成 24 年 9 月 16 日代議員会・総会 承認

平成 25 年 4 月 1 日社団法人より移行登記

## (組 織)

第 1 条 本委員会の委員は、議長及び副議長並びに代議員会議事規則第 4 条第 1 項に示すそれぞれの区分ごとにその代議員から 1 人を選出、その委員をもって組織する。

2 前項の委員に事故があるときは、その区分の代理者がこれに代わることができる。

## (委員長及び副委員長)

第 2 条 本委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長には議長が、副委員長には副議長があたる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

## (任 務)

第 3 条 本委員会は、代議員会の円滑な運営をはかるため、特に区分との連絡を緊密にし、議事運営に関する重要な事項について協議する。

2 会長、その他の役員は、本委員会に出席して意見を述べることができる。

## (招 集)

第 4 条 本委員会は、委員長が招集する。

## (開会中の会議)

第 5 条 本委員会は、代議員会の開会中であっても必要に応じて、これを開くことができる。

## (閉会中の会議)

第 6 条 本委員会は、代議員会の閉会中も、なお必要に応じて、議長が会長と協議の上、これを開くことができる。

(任 期)

第7条 本委員会の委員の任期は、代議員の任期による。ただし、委員の変更により新しく委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。